

鳥取県個人情報保護条例解釈運用基準（抜粋）

第16条（開示義務）関係

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により開示することができない情報
 - (2) 開示することにより、開示請求者（第12条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等である場合において、その職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報として規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容
 - (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
 - (5) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第1 趣旨

本条は、実施機関は、自己の個人情報の開示請求に対し応じなければならないが、開示しないことがやむを得ないと認められる場合もあることから、実施機関が開示請求に応じない範囲を限定的に定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 本条は、本条各号のいずれかに該当する場合を除いて、開示義務があることを定めたものである。

なお、具体的には、鳥取県情報公開条例第9条の解釈及び運用を参考にすること。

2 第1号関係

(1) 本号は、「法令秘に関する情報」に係る非開示条項であり、法令の規定により開示することができない情報及び実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為（以下「指示等」という。）により開示することができない情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 当該法令の規定及び指示等の内容が、本人に対する開示を禁止していないと解される場合は本号に該当しない。

3 第2号関係

(1) 本号は、本人又は法定代理人に開示をすることにより、当該開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる情報については、開示しないことを定めたものである。

(2) 「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

ア 自己を本人とする個人情報について本人が開示請求を行う場合

例えば、患者本人が自己のカルテを開示請求している場合で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、開示により、患者本人に心理的影響を与え、患者の病状の悪化をもたらすことが予見される場合など、開示請求者本人に開示をすることにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

イ 未成年者又は成年被後見人に代わって法定代理人がこれらの者の個人情報の開示請求を行う場合

例えば、児童虐待を行っている親が、法定代理人として本人に代わって相談記録を開示請求している場合で、開示により、本人への虐待が強まることが予見される場合など、法定代理人に開示をすることにより、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあるものをいう。

- (3) 未成年者の法定代理人から開示請求があった場合は、必要に応じて当該未成年者本人の意思を確認し、当該未成年者本人が反対の意思を表明したときは、原則として「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として取り扱うなど、本人の利益を損なうことのないよう留意する。

4 第3号関係

- (1) 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、開示請求の対象となった公文書に開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報がある場合は、原則として開示しないことを定めるとともに、権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや、公益上の理由から開示する必要性の認められるものについて、開示することを定めたものである。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、第4号により取り扱うこととしたためである。

- (3) 「ただし書ア」について

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、開示請求者を含む特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も含まれる。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものでなく、事実上の慣習として、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることをいう。「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の具体例としては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前や年齢等）などが考えられる。

- (4) 「ただし書イ」について

開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較考量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

- (5) 「ただし書ウ」について

ア 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする情報から除外することを定めたものである。

イ 警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員については、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、氏名の開示により当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、規則で、その氏名を非開示と定めている。

5 第4号関係

- (1) 本号は、「法人等に関する情報」に係る非開示条項であり、法人等が事業を営むことについては、公共の福祉に反しない限り自由に事業活動を行うことができることから、事業活動に不利益を与えるおそれのある情報については、開示しないことを定めたものである。

- (2) 「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは、公正な競争が阻害されたり、競争上不利になるなど、事業の運営に不利益を与える場合で、

かつ、法的保護に値する正当な利益があるものをいう。

6 第5号関係

- (1) 本号は、「個人の評価等に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障が生じる情報については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 「当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれ」とは、本人の利益、第三者の利益及び公共の利益を総合的に考慮して当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障があるものをいう。

7 第6号関係

- (1) 本号は、本人に開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。
風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、第8号により開示・非開示の判断が行われることになる。
- (3) 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当するか否かの判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものかどうかを審理・判断することが適当であるため、このような規定としているものである。

8 第7号関係

- (1) 本号は、「審議、検討又は協議に関する情報」に係る非開示条項であり、個人情報が開示されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報又は特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過できない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 第8号関係

- (1) 本号は、「事務又は事業に関する情報」に係る非開示条項であり、開示することにより、県又は国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 本号に例示されている事務事業は、典型的な支障の例を列挙したものである。
- (3) 「当該事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務事業の性質に照らして当該個人情報を開示することにより、法的保護に値する支障を及ぼすおそれがあるものをいう。